

都留市史

通史編

第二節 谷村藩の成立

秋元泰朝と 寛永九年（一六三三）一〇月、谷村城には幕府から遣わされた本堂伊勢守茂親・設楽甚三郎貞代が城
いう人物 番として入った。翌一〇年に入ると徳川忠長領の配分が確定し、谷村には上野国総社の領主秋元
泰朝が配置された。なお、甲府には城番として伊丹康勝が配置された。康勝は武田氏海賊衆伊丹康直の三男で、
家康・秀忠の下で勘定の才を発揮して台頭、老職の一人となった。また、遠江国掛川には青山幸成が入った。幸
成は寛永初年、大御所秀忠のいた西丸老職であった。三代將軍家光の忠長領掌握にあたって、当初、前代までの
政權参画者が重要地に配置されているのが特徴的であろう。泰朝もまた、この系譜につながる人物であった。

秋元泰朝は元和八年（一六三三）に、父長朝の致仕で当主となったが、その以前から別に家康に仕え、引き立てを
受けてきた。慶長八年（一六〇三）、將軍職を秀忠に譲った家康は駿府に居を定め、周囲にさまざまな人材を配して
政權確立に執念を燃やしたが、泰朝もその一人として活動した。駿府の人材については幾つかのグループに分け
られ、泰朝は松平正綱・板倉重昌とともに、本多正純を頂点とする近習出頭人のグループにまとめられている。
この近習出頭人とは主君の恩寵を背景にして主君の意を体現し、主君と家臣・大名の間を取り次ぎ、指南する存
在と定義づけられている。その存在は、やがて柳沢吉保に代表される側用人につながるため、後世、側用人職の
始原について、初世に秋元泰朝・松平正綱らがこの職に補されたとも説明されている（『古事類苑』官位部三）。泰
朝ら家康近習出頭人層の性格は、元和二年（一六二六）、家康の遺骸を久能山へ移す際に彼らのみ付き従い、廟所造

営に携わっていることに、よく示されているよう。

ところで、秋元家の家譜のひとつ「秋元家譜原委私鈔集」（近世Ⅰ二七）は、泰朝は慶長一四年（一六〇九）に「駿府御側御用人寄合兼」になったと記す。御用人という職が駿府にあったわけではなく、先の近習出頭人を意味している。また家康の側で、のちの柳沢吉保と等しい力を有したのは本多正純であった。諸大名、外国を含めたいわゆる大事は本多正純の権能で、泰朝らの取り次ぎは、小事、おおむね儀礼的側面に限られていたように思われる。また『徳川実紀』では、泰朝は駿府で万石以下の輩の支配を命じられたとあり、これが「秋元家譜原委私鈔集」の記す寄合かと思われ、駿府に配されていた番士らを所轄したと思われる。家康の死後、駿府在勤衆は江戸へ吸収され、小姓組が増設された。泰朝は松平正綱・板倉重昌とともに、小姓組番頭の一人となっている。

新参譜代の意識

谷村が幕府からいかに位置づけられたのかははっきりしない。のちのことであるが、明暦三年（一六五七）の振り袖火事と俗称される江戸大火の際、時の藩主、秋元泰朝の子富朝は警備の密命を受けて谷村へ戻ったと、「秋元家譜原委私鈔集」は記している。谷村城は江戸城の西の守りと位置づけられていたのであろうか。この谷村へ、泰朝は都留一郡を与えられて一万八千石で入った。父長朝は一万石で、泰朝がそれまでに五千石を領し、元和八年（一六三三）の襲封で一万五千石、この入部で一万八千石となった（『徳川実紀』。寛文四年（一六六四）、幕府が諸大名から関係書類を提出させ、いっせいに朱印状を発給した寛文印知でも、一万八千石である（近世Ⅰ四四）。しかし、先の「秋元家譜原委私鈔集」など秋元家関係の史料では、都留郡は五万八千石くらいに相当する土地柄で、本高一万八千石の御朱印のほかに四万石の判物が与えられたと記される。

徳川家臣は幕府が開設されて時代が安定に向かうにつれ、古くから徳川家と苦勞を共にして来たという譜代意識を強烈に持ち出してくる。大久保彦左衛門の「三河物語」が代表であろうか。三河以来の譜代という表現のほ

か、徳川氏の成長に応じた岩津譜代、安城譜代、岡崎譜代などの呼称も生み出した。秋元家は関東において長朝から徳川家に従った家である。東海地方で仕えた家と比べても、新参の譜代である。新参譜代は三河にまで遡る徳川氏との歴史をもたない。そこで、功名は三河譜代に劣らないこと、そして三河譜代同様に徳川家から遇されて来たという意識を打ち出すように思われる。

「秋元家譜原委私鈔集」にも、その意識をうかがうことができる。秋元家は日光東照宮の造営に携わるが、成就の功で家臣にまで黄金を与えられたのは、岡崎・安城以来の譜代に匹敵する扱いであり、陪臣への拝領はこのときを限りとするものになったと記している。五万八千石云々もまた、この意識に支えられた記述のように思われる。秋元家は戸田家から養子に入った喬知の時に、急速に五万石へと高を伸ばす。しかし、内実は違い、徳川宗家・家臣から神祖と崇められることになる家康のもとで、さらに二代秀忠・三代家光にかけて泰朝が働き、泰朝の代から厚遇された家柄であると、子々孫々へ伝えていきたかったのではなかろうか。

御家中面附帳

さて、鳥居氏の家臣団については明らかでなかったが、秋元氏には「上州惣社より甲州谷村へ御所替之節御家中面附帳」という史料がある（近世Ⅰ二九）。寛永一〇年（一六三三）に作成されたものでなく、後年になって往時の復元が図られたものであるが、谷村入部にあたった秋元家臣団を知りうる史料である。同帳には、後半の足輕部分を除くと、二〇五人の名前が記されており、彼らを石高記載、金高記載、俵高記載に分けたのが表一一である。石高記載のうち岡山太郎兵衛・松島伝兵衛の二人は高を欠くが、役目が同じ福田吉右衛門と同高として扱った。また、金四両二分のうち、一つ書きがあるのは久保藤右衛門のみであるが、続く五四人もここに納めた。

岡山・松島の二人を含めて石高記載されているものが家臣団の中核で、七三人を数える。なかでも、一〇〇〇

表1-1 面附帳の侍の内訳

石高記載	人	数
700	1	
500	2	
450	1	
300	9 (内1人加増)	
250	1	
200	21	
155	3 (内記載なし2人)	
150	18 (内2人加増)	
100	13	
50	4 (内1人が2人扶持)	
総計	人	73
金高記載	人	数
15両	1 (以下扶持分は省略)	
10両	6	
5両	3	
4両2分	55 (内記載なし54)	
2両	1	
1枚	10	
総計	人	76
俵高記載	人	数
50俵	10	
40俵	1	
30俵	32	
25俵	6	
20俵	5	
15俵	2	
総計	人	56

二〇〇石が過半を占める構成となっている。七三人分の高を単純に総計しただけでも一万三九六五石にのぼり、ここへ金高記載七六人、俵高記載五六人、およびそのほかへの給分も加わるわけであるから、本高の一万八千石はほぼ家臣への支給で消える計算となろう。ただし、この人数は格別に多いものではない。

谷村入部の年、寛永一〇年(一六三三)二月には鎗・鉄砲・馬上侍数ほかの軍役負担、および諸雑用に携わる者たちなどへの扶持人数割が定められている(『徳川実紀』)。この規定によれば、二万石では馬上二〇・旗五・鉄砲五〇・鎗五〇・弓一〇を用意し、扶持人数は三〇〇とされているから、合計四三五人が公定の人数となっている。面附帳には足軽一二〇人・御中間一〇一人と記されており、これを二〇五人に加えると計四二六人。ほぼ寛永一〇年の軍役に見合う数値となっている。この軍役規定は上洛供奉などを想定したもので、実は、これ以上を召し

抱えておくことがたしなみとされていた。

過重な家臣団の召し抱えは領主財政を圧迫し、とくに小給ほど「すりきれ」と呼ばれる破産状態を招いたと考えられている。そのため、領主は蓄財や領地の開発が求められることになるが、秋元家の場合は、総社での天狗岩用水の開削で財政はかなり豊かであったらしい。「古語寂麦」には、谷村へ引き移った節には慶長金で一万二七八三両あり、そのほかに四万両を持ち込んだと記されているという(『前橋市史』二巻)。

郡内での豊富な資金は領内の開発、そして家臣団の召し抱えへ回されたであろう。先の「上州惣社より甲取り立て 州谷村へ御所替之節御家中面附帳」には、足軽は一二〇人との記載があるが、本来、別帳として作成されたと思われる後半の足軽部では、総社より供してきた二二家、郡内召し抱えの四三家、合わせて六五家が記載されている。ただし、転封に従った足軽名を記した他の史料(国文学資料館史料館蔵福井家文書)では、面附帳で、総社から来た家となっている篠原惣助が寛永一〇年から一年にかけて召し抱えられた家として記されるなど、異動が見られる。従って、面附帳に記される足軽がすべてではなからうが、谷村への転封にあたって、足軽の召し抱えが活発であったことはうかがえる。それは足軽に止まらず、侍たちも同様であった。

秋元家臣関係の史料中に、断絶してしまった家臣一人一人について、家臣として召し抱えられてから断絶するまでの経緯を綴った「総社以来御譜代漬家留享」という史料がある(同前)。同史料から、秋元家臣は、秋元氏の出自である上総以来の家人を一番古くからの家臣とし、次いで、関東管領上杉氏のもとで勢力を培った深谷譜代、そして、総社取り立てとも、総社譜代とも記されるものが続く。なかでも、万石以上となった総社で召し抱えられたと記される数が群を抜いており、このとき、家臣団の原型が形作られたことがうかがえる。また、この総社譜代のなかには、川荷、また陸送に手慣れた者、治水技術を持つ者、職人差配に長けた者なども見られ、積

極的に職能集団が召し抱えられていた。そして同史料では、総社譜代には数で及ばないが、谷村転封を契機として召し抱えられたものたちも見えている。

その一例、やがて断絶したものに坂庭弥左衛門家がある。いささか長いが、同人についての記載を引用しよう。

此家駿河大納言忠長卿御附の所、元和年中忠長卿御生害以後、御旗本の歴々鳥居土佐守初残らず御暇下され、鳥井殿組附の内、岡谷・木呂子は秋元家御由緒の者故、一番に総社へ参り御目見仕、それにつき土屋・新美・酒井・板倉・坂庭など皆総社へ罷越訳は、泰朝公御側御用人御勤故、御執り成しを以再御旗本へ帰参仕度所存也、然る処寛永十年、郡内御拝領五万八千石一円御頂戴の節、御人少故、右の者共御家来に成られ、坂庭弥左衛門二百石下さる（以下、断絶経緯は略）

徳川忠長および鳥居家の改易により、忠長に付属されていたものや鳥居家臣たちは、それぞれにつてを頼って再取り立ての道を探った様子が描写されている。このとき、鳥居氏付属の岡谷・木呂子は秋元泰朝を頼った。両者は秋元家と由緒があると記されているが、これは、木呂子氏は未詳であるが、岡谷氏は、かつて秋元氏と共に上杉旗下深谷宿老に数えられていたとの伝承を指している（『寛政重修諸家譜』）。両者の動きにより、多くのものが泰朝を頼るようになっていったらしい。彼らの望みは幕臣への復帰であったが、質量ともに家臣の充当を望む秋元家に召し抱えられていった。

先の「上州惣社より甲州谷村へ御所替之節御家中面附帳」には、この坂庭弥左衛門二〇〇石のほか、記名される家は岡谷姓三人（二〇〇石二人、金一〇両五人扶持一人）、木呂子与五左衛門（三〇〇石）、土屋勘右衛門（一五〇石）、酒井主女之助（二〇〇石）、板倉善左衛門（一五〇石）が見えている。同帳でうかがえた石取り一〇〇

（二〇〇石）の拡充には、この転封時の召し抱えが作用しているように思われる。なお、新美姓は同帳には見えないが、天和元年（一六六二）、秋元喬知が上使として越後高田城受取に出掛けた際の「越後高田城請取日記」（国文学資料館史料館蔵福井家文書）では、徒侍層に見えている。なお、坂庭弥左衛門家の断絶理由について触れておくと、四代目文次郎が喬知の時代に江戸勤番の際に遊里通いをしていたためである。

役職の成立

質量ともに拡充を図った秋元家が、谷村入部前後にどの程度の職制を成立させていたかはっきりしない。後年に老職の名前と在任期間の復元を試みた「家監全録」という史料がある（館林市立図書館蔵秋元文庫）。当主が泰朝・富朝代までは名前と高が記されるに過ぎないが、喬知の時期に入ると、高山伝右衛門繁文が寛文一二年（一七二二）一月二八日御年寄、元禄一五年（一七〇〇）御城代、正徳二年（一七二二）に隠居とあるなど、記載が詳細になり、初めて「御城代」の語も記される。これは後年の作成にあたり、喬知前代のことがよくわからないという点に帰される問題で、つまり、当時は職制が未分化であったことの証しでもあろう。

一例を引くと、秋元家では弓組・鉄砲組を率いる頭を「者頭」と呼んでいた。この家臣団編成の格となる者頭数を九人とし、弓組一五人三組、鉄砲組二〇人六組を支配する体制は寛文一二年（一七二二）からとされている（国文学資料館史料館蔵福井家文書）。秋元家においては、番方職の整備は谷村へ入ったのち寛文年間から進んだと思われる。番方職制の整備は役方職の分立を伴い、臨戦、臨時職的な体制から、それぞれ権限を明確にした支配機構が成立する指標の一環である。それは、当然のごとく、在地支配体制にも及んでいた。

当該期の朝日馬場村への年貢免状の発給人を見ると（近世一三九二四三）、寛文六年までは、それぞれ高山新五左衛門・同伝右衛門・同甚五兵衛・同文左衛門、町田佐五右衛門、安中五郎兵衛の連署である。彼らはいずれも、先の「家監全録」で、喬知時期までに家老職就任者として名が記されているものたちである。他村でも同

様である。寛永十九年（二六三）の加畑村宛免状（同二五二）には、別に新井勘兵衛の名が見えるが、彼もまた家老職であった。ところが、延宝二年（二六五）の法能村宛年貢引方証文（同二六七）などからは、老職の連署による発給は消える。また、地域によって名前の組み合わせが異なって出されるようになっていく。変化の年代は確定できないが、おそらく寛文検地が契機であろう。このころから、いわば代官職が年貢徴収システム、郷村支配に直接かかわるようになっていくと考えられる。